

原規規発第 2103094 号
令和 3 年 3 月 9 日

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

原子力規制庁原子力規制部検査グループ
安全規制管理官（実用炉監視担当） 武山 松次

実用発電用原子炉の運転計画における記載の取扱いについて

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 1 7 の規定に基づく実用発電用原子炉の運転計画の記載について、原子力規制庁原子力規制部検査グループ実用炉監視部門は、実用発電用原子炉設置者のうち、核燃料物質の原子炉への装荷が未定であるにもかかわらず、「期末装荷量」が零とされていない運転計画（福島第一原子力発電所に係るものを除く。）を令和 3 年 1 月に届け出た者に対して、別紙のとおり、対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましては、当該実用発電用原子炉設置者として、別紙に従い所要の対応をするようお願いいたします。

原規規発第 2103094 号

令和 3 年 3 月 9 日

実用発電用原子炉の運転計画における記載の取扱いについて

原子力規制庁原子力規制部検査グループ

安全規制管理官（実用炉監視担当） 武山 松次

原子力規制庁原子力規制部検査グループ実用炉監視部門は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 43 条の 3 の 17 の規定に基づく実用発電用原子炉の運転計画（以下「運転計画」という。）の記載について、実用発電用原子炉設置者のうち、核燃料物質の原子炉への装荷が未定であるにもかかわらず、「期末装荷量」が零とされていない運転計画（福島第一原子力発電所に係るものを除く。）を令和 3 年 1 月に届け出た者に対し、その記載の適正化を図るため、以下のとおり対応することを求めることとする。

- 1 .核燃料物質の原子炉への装荷が未定である原子炉に係る運転計画（福島第一原子力発電所に係るものを除く。）における「期末装荷量」は零と記載するとともに、他の項目の記載もそれと整合したものにすること。なお、直前の運転サイクルで装荷していた核燃料物質について、払い出すことが決まっているものがある場合は、その払い出すことが決まっている量を「期末在庫量（払出用）」に計上し、そうでない場合は、その旨の注釈をその他の欄に記して、すべて「期末在庫量（炉内挿入用）」に計上すること。
- 2 .当該記載に変更した運転計画を、法第 43 条の 3 の 17 の規定に基づき、原子力規制委員会に届け出ること。